政省令告示に委任している事項等について

第４回　ゲノム編集技術等を用いたヒト受精胚等の取扱い等に関する合同会議
令和８年９月２日
参考資料９

今後、ご議論をいただくものとして、①政令事項、②省令事項、③指針、④その他がある。

①政令事項

法第２条関係：ゲノム編集技術等の範囲

法第３条関係：禁止行為の例外

法第６条関係：研究類型の定義

そのほか（権限の委任（法第17条第１項、第２項）、経過措置（附則第６条））

②省令事項

法第６条、第９条、第10条、第11条関係：届出の様式（内容や重大、軽微な変更を含む。）

そのほか（主務大臣等（法第16条第４項）、権限の委任（法第17条第３項、第４項）、経過措置（附則第３条第２項、第４項第６号、第７号））

③指針

法第４条関係：指針

④その他

審査体制、通報体制

※このほか、本合同会議の議論において、国民に対する普及啓発活動、臨床利用を容認する際の議論等についても、検討に含めることとされた。

今後のスケジュール（案）

7月　第２回合同会議

・規制の対象範囲についてのヒアリング　（意見聴取）

8月　第３回合同会議

・ゲノム編集技術等の範囲について　（審議済）

・動物胎内移植禁止の例外規定について　（意見聴取）

9月　第４回合同会議（本日）

・動物胎内移植禁止の例外規定について

・取扱計画書の様式

・ヒトゲノム編集胚等の取扱いに関する指針について

10月　第５回合同会議

・運用体制（取扱計画書の審査体制など）

11月以降　パブリックコメント

総合科学技術・イノベーション会議への意見伺い（指針）

令和８年度末をめどに政省令告示を公布

令和９年7月24日　施行

※第５回合同会議以降の開催時期、内容については、議論の状況に応じて調整